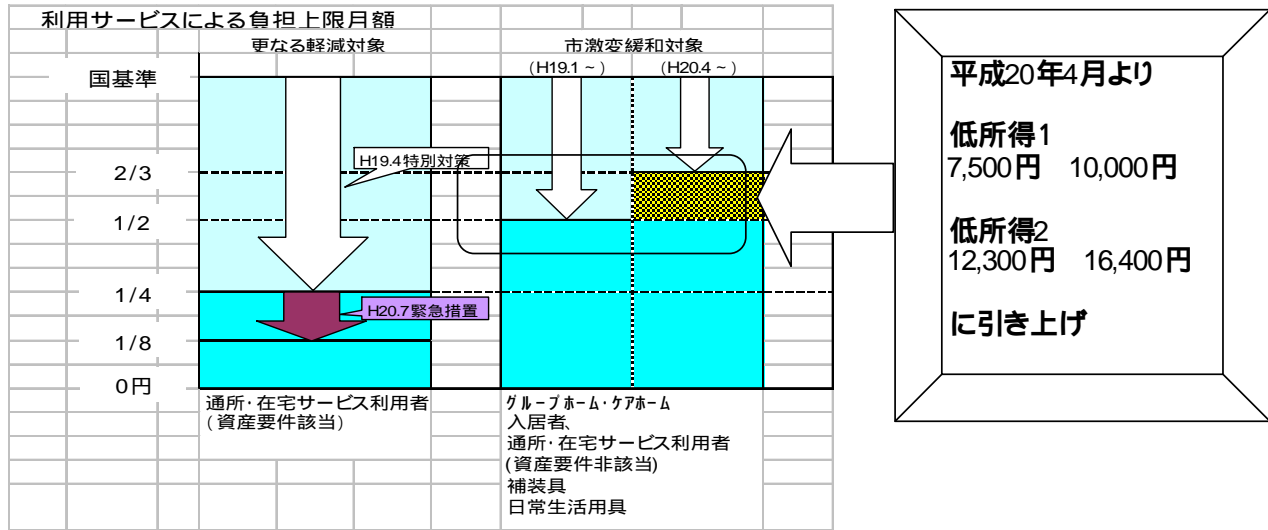


千葉市激変緩和措置費と国の緊急措置の関係

平成19年4月より、下記のとおり、千葉市激変緩和措置費の基準額が引き上げられることとなる。



< 国の利用者負担の更なる軽減策 >

所得区分			負担上限月額			
			H18.10~ 国基準額	H19.4~H21.3 国の特別対策	H20.7~H21.3 国の緊急措置	
					(障害者)	(障害児)
生活保護			0円	0円	0円	
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円未満(障害基礎年金2級相当)	15,000円	3,750円 (国基準額の1/4)	1,500円 (特別対策の約1/2)	
	低所得2	上記以外(障害基礎年金1級相当)	24,600円	3,750円 (低所得1と同額)	1,500円 (低所得1と同額)	
6,150円 (国基準額の1/4)				3,000円 (特別対策の約1/2)		
一般	市民税課税世帯	所得割16万円未満	37,200円	9,300円 (国基準額の1/4)	9,300円 (1/4)	4,600円 (約1/2)
		所得割28万円未満		37,200円	37,200円	4,600円
		その他	37,200円			

施設入所者、グループホーム及びケアホーム入居者、資産要件非該当者は対象外

< 千葉市独自の利用者負担の激変緩和策 >

所得区分			国基準額 (上限月額)	激変緩和策	
				H19.4~	H20.4~
生活保護			0円	0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円未満(障害基礎年金2級相当)	15,000円	7,500円 (国基準額の1/2)	10,000円 (国基準額の2/3)
	低所得2	上記以外(障害基礎年金1級相当)	24,600円	12,300円 (国基準額の1/2)	16,400円 (国基準額の2/3)
一般	市民税課税世帯	37,200円	37,200円	37,200円	

施設入所者は対象外